



あんど



お互いの笑顔と出会いの安堵町(産業フェスティバルにて)

『小さくても キラリ光る 交流のまち あんど』

第4次安堵町総合計画の4つの基本施策 平成24年度～33年度

1. **いきがい** ～個性輝く人が育ち、活躍するまちを創る～
2. **やさしさ** ～健やかで笑顔のあるまちを創る～
3. **心地よさ** ～美しく住みやすさのあるまちを創る～
4. **力強さ** ～活力と夢を育むまちを創る～

平成25年第4回定例会・第2回臨時会

審議案件(町長提案:議案).....	2
一般質問(6名の議員が登壇).....	3
議員提案.....	6
議員視察研修報告.....	7

平成25年 第4回安堵町議会定例会

平成25年第4回定例会を12月3日から13日までの11日間で開催しました。

審査として、平成25年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)など7議案、国への意見書1件を可決しました。

一般質問は6人の議員が登壇し、活発な議論が交わされました。

審議案件

《町長提案》

補正予算

○平成25年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について

【満場一致 可決】

主な補正内容は、長期共済にかかる負担金の据え置きが確定したための共済費の減額、及び人事異動に伴う人件費の増減。

建設予定の中学校給食施設に太陽光発電システムを設置するための設計・管理委託費及び工事費の増額補正等、また、太陽光発電シ

ステムに係る経費の繰越明許並びに起債上限額の引き上げ。

・補正額 1,013万4千円追加
・歳入歳出総額 31億1,488万円

条例改正等

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、55歳超の職員の給与制度を国に準じて変更するために改正するもの。

○安堵町税条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

個人の住民税の寄附金税額控除にかかる地方税法において条例で指定するものについて、奈良県税条例が一部改正されたことに伴い、改正するもの。

○安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

国税において延滞税等の見直しに合わせ、延滞金の利率割合について地方税法が改正されたことに伴い、利率の引き下げを行なう改正をするもの。

○安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

【満場一致 可決】

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税法に準拠している当条例について延滞金等の利率を見直し改正するもの。

その他

○奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について

【満場一致 可決】

知事の許可をする日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散することから、奈良県市町村総合事

務組合を組織する構成団体の数が減少することになるため変更するもの。

○奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

【満場一致 可決】

知事の許可をする日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散し、当事務組合の構成団体でなくなり、新たに奈良県広域消防組合とするため、規約の一部を変更するもの。



平成 25 年 第 2 回 安堵町議会臨時会

平成 25 年 第 2 回臨時会を 10 月 10 日に開催しました。

審査として、平成 25 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 3 号)の 1 件を可決しました。

審議案件

《町長提案》

補正予算

○平成 25 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 3 号)について

【満場一致 可決】

補正内容は、中学校給食施設整備事業の給食施設整備工事と施工監理委託に係る増額補正、及び本事業の繰越明許費並びに起債上限額の引き上げ。

・補正額

1 億 1 3 2 万 5 千円追加

・歳入歳出総額

3 1 億 4 7 4 万 6 千円

一般質問

一般質問とは、議員が町政について自由に質問することをいい、一般質問は、定例会でのみ許されています。

安堵町議会では、「一問一答方式」を採用し、持ち時間は一人 40 分です。



福井保夫議員

『公園遊具について』

問 かの木台中央公園にて、5 月にブランコの鎖が切れ小学生がけがをする事故がありました。この場合の補償等は。また、現在公園はいくつあるのか。遊具の定期点検はされているのか。

答 産業建設課長 遊具の不良によりけがをされたことは、管理者として申し訳ないことあります。当公園は町管理の公園であり、

通常の草刈り等の維持管理は地元自治会にお願いしているところですが、遊具等の不良による事故については町で対応すべきもので、補償につきましては町で対応すべきものです。

現在、町が管理している公園は 15 箇所です。

遊具の点検については、直近で平成 23 年 9 月に実施しており、今後は、安全を確保するため、維持管理に万全を期します。

議員 今後、自治会においても遊具の点検をしていくべきである。



かの木台中央公園

その他の質問

- 職員の評価・教育研修について
- 西和消防東分署員の役場駐車場使用について
- 敬老のつどい長寿祝品について
- 安堵中学校体育大会について
- 広報誌について



田中幹男議員

『小・中学校での教員の長時間労働について』

問 私は小学校の側に住居を構えている関係でよく小学校の横を通るわけだが、毎日のように夜8時ぐらいまで職員室の電気が付いています。こんなに学校は忙しいのかという思いがあり、質問をします。

答 全日本教職員組合の「勤務実態2012」が新聞に載っており、小中学校で平均の校内残業時間が72時間56分、家に持ち帰る分を含めると月95時間32分という数字が出ていた。

当町でも同じような傾向があると思うがその実態は

答 教育長 小学校の場合一日平均2時間30分。中学校ではクラブ活動があるため、夏場で一日に3時間30分、冬場で1時間30分程度の残業が発生している。
教職員の健康と安全の維持は子

どもの教育に大きく影響することから、今後は残業の実態把握をす
ると共に事務の改善をはかり、勤
務状況の健全化に努めるよう指導
します。

議員 その実態は過労死ラインの
80時間にせまり超えようとしてい
る。

先生も人間です。私は週に一回
は必ずクラブを休むとか対策を考
えるべきだと思います。



イメージ

その他の質問

- 小学校での色覚検査について
- 学校いじめ防止基本方針策定について
- 教育委員会制度改革について



中本幸一議員

『町文化財について』

問 地域の文化遺産ともいえる本
町文化財の保護・維持・継承をは
かるため、平成24年7月に安堵町
文化財保護条例が制定された。

従来から把握されている文化財
候補リストを頂いたが、その後、
審議会の開催は行なわれていない
と聞いている。次回の開催はいつ
ですか。今後の取組は。

答 教育長 平成24年7月に制定
された町文化財保護条例に伴い、
本年2月に第一回の審議会が開催
されました。

町内には掘り起こすべき文化財
がたくさんあり、さらに調べてい
く必要があるとの指摘があった。
それらの調査データを審議会へ
示し、そのうち緊急性のあるもの
を選び出して対応にあたるよう進
言がありました。なかでも当町の
特長を示す文化財は、対外的にも
アピールできるとの指摘もあり、
それらの意見を踏まえて事務局が

ら選り出し作業を進め、次回会議
で提示することとなりました。

以後の審議会では、町内の文化
財に関する問題点を含め協議する
機会として活かすべきとの意見が
出され、今後の方向性が示された
ところです。それらを踏まえて、
事務局では本年度から町指定文化
財の選定計画を立て、調査を実施
して審議会による諮問のための資
料作成を予定しています。審議会
については発足して約一年となる
平成26年2月に開催を予定してい
ます。

以後も審議会の開催は、年に
一、二回を考えています。

次年度初めに第一号の指定文化
財を誕生させたいと考えています。



安堵観光手帳

その他の質問

- 中家住宅について



浅野 勉 議員

『学校の学習環境整備計画について』

問 学校保健法に、教室の学習環境の点検項目があり、室内の二酸化炭素の濃度等、空気の状態についての点検義務があります。

現在、町内の公立学校の学習教室には、夏の暑さ対策として扇風機が設置されていますが、教室の換気は窓の開放等による自然換気によるものです。

換気扇の設置は一年を通じて教室の空気の清浄化に効果をあげる設備用品と考えます。

今後、教室への換気扇の整備計画について伺いたい。

答 教育長 学校保健法には、議員ご指摘のとおり、学校の設置者は学校環境衛生基準に照らしてその設置に対する適切な環境の維持に努めなければならないとあります。

現在、小中学校では、特別教室等には換気扇が設置されています

が、普通教室にはありません。換気扇による機械排気は教室環境の向上にさらに効果があると思われるます。

今後は、設置について検討をしていきたいと考えます。

議員 学校周辺の大気汚染について、従来は光化学スモッグの発生時には、夏の暑い日にもかかわらず教室の窓を閉める対応がとられました。また、最近では、中国大陸からPM2.5による大気汚染が懸念されます。

今後は、一年中窓の開閉を頻繁にしなくても空気の清浄化をはかれる換気扇の早期設置に向けて御尽力をお願いします。



安堵小学校 校舎南面



島田正芳 議員

『安堵町開発指導要綱について』

問 現在安堵町に開発指針となる開発指導要綱が整備されていません。

安堵町において、新都市計画法以前の旧住宅地造成規制法を受け継いで、一部を修正した開発指導要綱となっているが、他市町のように安堵町開発指導要綱を整備できないか。

答 産業建設課長 議員ご指摘の指導要綱がありますが、昭和61年4月の改正以来修正を行なっており、修正しなければならない箇所もあります。

今後、現都市計画法とも整合した安堵町開発指導要綱を定めたいと考えています。

問 指導要綱による開発指導は、法的根拠に乏しいところがあるが、より良いまちづくりのための指針となるように、また、区画変

更の伴う開発指導の整備もされたい。

答 産業建設課長 今後、そのような方向で整備したいと考えています。

議員 整備された時点で精査させていただきます。

開発指導要綱の整備をよろしくお願いします。



イメージ



森田 瞳議員

『通学路の交通安全対策』

問 安堵小学校正門前道路の登下校における時間帯をスクールゾーンとして交通規制されたい。

答 産業建設課長 近年、通行車両が子ども達へ危害を及ぼしている事例が多くなっています。

子ども達への安全対策としての通行規制は通学時の安全を充分に確保することができる方策だと思います。

今後実現に向け地元のご理解を得て、学校、教育委員会、西和警察とも連携をとり実現に努力します。

答 教育長 子ども達の登下校時の安全を確保するのは最重要課題と認識し、スクールゾーンの設定が有効な方策と考えます。道路管理者、西和警察との連携を深め、実現に向け共に努力します。

『小集落事業等における下水道整備』

問 東安堵小集落事業、公営住宅

4棟の下水道整備計画について。

答 人権同和対策課長 早急に公営住宅の下水接続についての地元説明会を実施し、下水管に接続をしたいと考えます。

小集落事業(134戸)については、年次計画を立て順次実施いたします。

『地域防災無線の整備について』

問 災害発生時(予報・警報含む)における一刻も早い住民への周知手段として各大字、自治会への広報用スピーカーの早期設置と緊急エリアメールの配信整備も併せて要望する。

答 総務課長 整備計画を調査研究しているところです。

現在第一段階として、携帯電話による避難情報を伝達できる方策として緊急エリアメールを導入いたしました。また加えて「コミュニティ」の情報を配信できる自治体配信システムも早々に導入を検討しています。議員ご指摘の広報用スピーカーにつきましても、さらに補完するものとして、今後整備する方向で進めてまいります。

議員提案

○介護保険で要支援の訪問・通所介護について今までどおり継続を求める意見書(案)

【満場一致 可決】

厚生労働省は、介護保険で「要支援」と認定された人々への保険給付を全廃する方針を転換しました。

訪問看護やリハビリ、訪問入浴介護などはこれまで通り保険給付で行なうことを提案。

しかし訪問介護と通所介護はあくまで市町村の事業に移し、あらゆる手段を使って「費用額の伸びを低減させる」としています。

要支援者向け費用の約6割を占める中心的サービスを困難にさせるものです。

費用削減の手法としてNPOボランティアの活用をあげていますが、各地の自治体から「ボランティアで対応できる範囲ではない」「受け皿がない」などの声が上がっています。

(中略)

また、厚生労働省は、こうした事業の「効率化」を市町村に強要するために、介護保険財政から出す財源に上限額を設ける考えです。

市町村側の反発を受けて、事業費が上限を超えた場合には個別に判断するとなりました。

しかし、「超過は例外。上限が原則」となれば市町村は絶えずサービスの抑制を迫られます。

さらに厚生労働省は新たにガイドラインを策定し、要支援向け費用の伸びを低減させる目標と計画を全ての市町村に持たせる方向を打ち出しています。

よって、要支援者に対し介護給付で行なうことを、国に対して強く求める。

①要支援者の介護給付は、今までどおり保険給付を行なうこと。

②国の責任で市町村の財政状況並びに利用状況などにより事業の実施に格差が生じないようにすることを求める。

【提出先】

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 厚生労働大臣

議員視察研修報告



文教厚生常任委員会
委員長 田中幹男

〈期間〉

平成25年10月29日～30日(二日)

〈視察地〉

京都府宮津市の特別養護老人
ホーム天橋の郷

〈研修テーマ〉

京都市選べるデイサービス個別
ケアについて

天橋の郷は2005年5月1日に開設され、白砂青松の名勝・天橋立を望む緑豊かな丹後・栗田半島の一角にありました。

全室個室のユニットケアを実施し、家庭的な雰囲気に含まれ、一人ひとりの願いや、希望を少しでも叶えていく事を目指しているそうです。きわめて広々とした環境の中で、「ゆったり」「まったり」と喜びを感じながら生活をしている様子を拝見し、我々も楽しい気分にならせて頂きました。また「京都市

議員視察研修報告



総務産業建設常任委員会
委員長 植田英和

〈期間〉

平成25年10月29日～30日(二日)

〈視察地〉

鳥取県智頭町

〈研修テーマ〉

① 地域公共交通(バス・タクシー)の運行について

② 伝統的建造物を活用した歴史と文化のまちづくりなどについて

智頭町は、人口約7,800人、町の面積は224平方キロメートルです。人口は、我が町、安堵町とほぼ同様ですが、面積は約50倍もあります。

また、町の93%は山林です。智頭町の高齢化率は約36%に達し、超高齢の地域社会が形成されています。

① 地域公共交通バスについて

地域公共交通(バス・タクシー)は平成18年度に創設され、地域公

共交通バスは、個人委託の白ナンバー車で4台が常時運行し、予備にもう1台を車庫に確保しています。

町役場周辺の都市部と周辺の山間地域を結ぶ交通手段として、役場から放射状に4路線の地域公共バスが一日約9便運行されています。(バス料金1回200円)

地域公共交通タクシーの運行については、バスの運行が出来ない山間地域の高齢者を対象にしています。

1回500円で町内のみを移動できますが、タクシーの利用者は、運転免許証を返上するなど条件があります。

事業の継続及び乗車率の向上のために協議会を立ち上げ、運行等について今後も改善を図っていきたいと考えておられました。

② 伝統的建造物を活用した歴史と文化のまちづくりについて

石谷家住宅(国登録重要文化財)

視察

石谷家は、鳥取城下で塩の卸問屋でありましたが、その後、大庄屋として智頭の宿場の発展に寄与しながら、問屋業や山林業を営んでこられました。



石谷家住宅門前にて

智頭往来に面した石谷家住宅は、大正8年から10年の歳月を経て完成されました。

石谷家の屋敷は広く、約40の部屋数を有しています。各部屋は贅を尽くして建てられ、整備された庭は、部屋を移動するごとに趣が変化して鑑賞できるように作られていました。

今回の研修を通じて、まちづくりのためには、交通網の整備と文化財の保存が大切な要件であることがわかりました。



特別養護老人ホーム 天橋の郷にて

◆会期日程◆

第1回 安堵町議会定例会

初日

平成26年3月5日(水)

午前10時

場所 役場4階 議場

※会期は、概ね10日間程度です。

※次回の一般質問は、

3月6日(木)です。

※なお、議会定例会は、

3月、6月、9月、12月に

開かれます。

お問い合わせ

議会事務局

☎57・1511

(内線502)

編集後記

一語一恵

『日日は好日』

今月のテーマは、「朝」

穏やかな新年を迎えられてから早ひと月、ご健勝でお過ごしのことと拝察いたします。

「朝」という漢字は「十・月・十日」が合わさって出来た文字と聞いたことがあります。「十月十日」とは人間の誕生を表す言葉に繋がりますので、朝を迎えることは新しい命の始まりと考えられます。

朝を新しい気持ちで迎え、一日を大切に積み重ねていくことが、一人ひとりの人生に求められています。

表題の「好日」とは今のこの一瞬を大事にし、いつも新鮮な気持ちで日々を迎え、自分の生き方に手を抜かずに生きた充実感を表した言葉といわれます。

さて、昨年の世相を表す漢字は「輪」(わ・りん)でした。揮毫をされた京都清水寺の森貫首は、「大勢の人が譲り合い支え合うのが『輪』の精神。今後も震災復興に向けて輪の繋がりは大切だ」と語られました。

今年も多く「出会い・ふれあい・語り合い」の「輪」を安堵町で広げていきたいと思えます。 [勉]

議会だより編集委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 浅野 勉 |
| 副委員長 | 島田 正芳 |
| 委員 | 松田 和代 |
| 委員 | 福井 保夫 |

『議会だよりあんど』は
2月、5月、8月、11月
の年4回発行します。